

## 《論 説》

EUにおけるプラットフォーム規制と  
「デジタルサービス法」規則案の意義

張 睿 暎

## 1. はじめに

2020年12月15日、欧州委員会（European Commission）は、待望のデジタル立法案（proposal）を2つ採択した。

「デジタルサービス法（Digital Services Act）」または「DSA」と呼ばれる今回の法案（以下「DSA規則案」という）は、オンラインプラットフォームなどのデジタルサービスを規制する域内市場のルールをハーモナイズし、利用者保護を強化する内容である。そして「デジタル市場法（Digital Markets Act）」または「DMA」と呼ばれるもう一つの法案（以下「DMA規則案」という）は、デジタルプラットフォーム業界における公正性を強化する内容である。両者を合わせて「デジタルサービス法パッケージ（Digital Services Act Package）」といい、デジタル単一市場のゲートキーパー（gatekeepers）であるオンラインプラットフォームや、将来ゲートキーパーになりうるオンラインプラットフォームに様々な義務を課す内容となっている。

DMA規則案の定義によると、ゲートキーパーとは、検索エンジン、ソーシャルネットワークングサービス、特定のメッセージングサービス、オペレーティングシステム及びオンライン媒介サービスなどの「ビジネスユーザーがエンドユーザーに到達するための重要なゲートウェイ」として機能し、「域内市場に大きな影響を与える」主要なプラットフォームプロバイダをいう（2条1項、3条）。また、DSA規則案は、サービスの平均月間アクティブ受信者数がEU域内で4,500万人以上であるオンラインプラットフォームを、超巨大オンライ

ンプラットフォーム (very large online platforms) と定義している (25条1項)。

欧州連合 (European Union、以下EUという) は、これらゲートキーパーによる反競争的行為をより適切に防止するために関連当局に権限を与え、これらゲートキーパーにオンライン環境を安全に保つ義務を課すことをもくろむ。GAFA (Google、Amazon、Facebook、Appleの4社を指す) を筆頭とする超巨大プラットフォームは、違法コンテンツ対策だけでなく、公正性・透明性・説明責任・消費者保護のための対策を講じなければならない。「デジタルサービス法パッケージ」は、EU一般データ保護規則 (General Data Protection Regulation : GDPR<sup>1)</sup>) と同様、巨大IT企業 (Tech Giants) が政治・経済・社会に及ぼす影響力に対応するために提案されたものである。

EUは2000年の「電子商取引指令 (Directive 2000/31/EC<sup>2)</sup>)」で、「情報社会サービス」がEU全域で提供されることを企図し、インターネットサービスプロバイダなどの媒介者 (intermediaries) の責任を一定要件のもとで制限し、一般的監視義務がないこと (15条) などを規定していた。2001年の「情報社会指令 (Directive 2001/29/EC<sup>3)</sup>)」では、デジタル環境における媒介サービスが、デジタルコンテンツ等の侵害行為を終了させるために最善の立場にあることを言及している。さらに、上記「情報社会指令」を修正する2019年の「デジタル単一市場著作権指令 (Directive (EU) 2019/790<sup>4)</sup>)」17条では、「オンライ

---

1) Regulation (EU) 2016/679 of the European Parliament and of the Council of 27 April 2016 on the Protection of Natural Persons with Regard to the Processing of Personal Data and on the Free Movement of Such Data, and Repealing Directive 95/46/EC (General Data Protection Regulation). Available at: <http://data.europa.eu/eli/reg/2016/679/oj> (最終訪問日2021.5.31.以下同様)

2) Directive 2000/31/EC of the European Parliament and of the Council of 8 June 2000 on Certain Legal Aspects of Information Society Services, in Particular Electronic Commerce, in the Internal Market. Available at: <https://eur-lex.europa.eu/eli/dir/2000/31/oj>

3) Directive 2001/29/EC of the European Parliament and of the Council of 22 May 2001 on the Harmonisation of Certain Aspects of Copyright and Related Rights in the Information Society. Available at: <http://data.europa.eu/eli/dir/2001/29/oj>

ンコンテンツ共有サービスプロバイダ (online content sharing service providers)」によるオンラインコンテンツ保護の義務を規定している。

インターネット上の各種サービスプロバイダは、デジタルコンテンツの流通だけでなく、今や政治・経済・社会・文化的な活動の「場」、すなわち「プラットフォーム」になっており、その中でも、超巨大デジタルプラットフォームが「ゲートキーパー」として世界に及ぼす影響力は測りきれないほど大きい。このような背景で、今までとは異なるプラットフォーム規制案を打ち出そうとしたEUの意図は理解できるところである。そしてこれら巨大デジタルプラットフォームの多くが米国発の企業であることから、(国際)競争法的な観点からの規制が、「デジタルサービス法パッケージ」にDMA規則案として入ったことも納得がいく。

以下、本稿では、EUにおけるプラットフォーム規制の議論と、その結果としての今回のデジタルサービス法の意義を考察する。

## 2. EUにおけるプラットフォーム規制の議論

### (1) 「デジタル単一市場戦略」とプラットフォーム (2015年-2018年)

EUレベルでプラットフォームに対する規制が本格的に議論され始めたのは、「デジタル単一市場戦略 (Digital Single Market Strategy<sup>5)</sup>)」が契機であるといえる。Jean-Claude Juncker氏率いる欧州委員会 (任期2014-2019) は、2015年5月6日、デジタル単一市場戦略を公表し、プラットフォーム業界に対するモ

---

4) Directive (EU) 2019/790 of the European Parliament and of the Council of 17 April 2019 on Copyright and Related Rights in the Digital Single Market and Amending Directives 96/9/EC and 2001/29/EC. Available at: <http://data.europa.eu/eli/dir/2019/790/oj>

5) European Commission, Communication - A Digital Single Market Strategy for Europe COM(2015) 192 final. Available at: <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=celex%3A52015DC0192>

ニタリングを始めた。

「デジタル単一市場戦略」は3つの軸に立脚している。そのうち第一の軸「欧州を跨ぐデジタルグッズ及びサービスへの消費者と事業者のアクセス向上」で、デジタルコンテンツへのよりよいアクセスのための現代的でより欧州的な著作権フレームワークなどがねらいとして提示されており、デジタル単一市場における新たな著作権指令の制定がアクションプランとして盛り込まれた。

第二の軸「デジタルネットワーク及びサービス繁盛のための権利環境の確定」では、プラットフォーム及び媒介者のための規制、デジタルサービス及び個人データの取扱いの信頼性とセキュリティ強化等がねらいとして提示され、視聴覚メディアサービス指令(Directive 2010/13/EU Audiovisual Media Services Directive: AVMSD<sup>6)</sup>)の見直しが盛り込まれた。また、オンライン違法コンテンツ撲滅のために、2015年末までに共有経済におけるプラットフォームや媒介者の役割に関する総合的アセスメントを立ち上げるとし、その総合的アセスメントは、(i)検索結果などの透明性、(ii)プラットフォームが収集した情報の利用、(iii)プラットフォームとサプライヤーとの関係、(iv)個人や企業の別のプラットフォームへの移動の制約、(v)インターネット上の違法コンテンツ防止策を含むとされていた<sup>7)</sup>。

2015年9月24日から2016年1月6日まで行われた「プラットフォーム、オンライン媒介者及び共有経済のための規制環境に関するパブリックコンサルテーション<sup>8)</sup>」の結果をまとめた概要レポート<sup>9)</sup>では、オンラインプラットフォーム

---

6) Directive 2010/13/EU of the European Parliament and of the Council of 10 March 2010 on the Coordination of Certain Provisions Laid Down by Law, Regulation or Administrative Action in Member States Concerning the Provision of Audiovisual Media Services(Audiovisual Media Services Directive). Available at: <http://data.europa.eu/eli/dir/2010/13/oj>

7) European Commission, Staff Working Document on Online Platforms and the Digital Single Market. p.1. Available at: [https://ec.europa.eu/newsroom/dae/document.cfm?doc\\_id=15947](https://ec.europa.eu/newsroom/dae/document.cfm?doc_id=15947)

8) European Commission, Public Consultation on the Regulatory Environment for Platforms, Online Intermediaries, Data and Cloud Computing and the Collaborative

の権利侵害行為・一貫性のない規制・不公正な取引慣行が指摘され、プラットフォームの不透明性、プラットフォームと利用者との力関係、データアクセスへの制約、違法コンテンツ撲滅とオンライン媒介者の責任制限など、さまざまな問題が提起された。これらを踏まえ、欧州委員会は2016年5月25日、今後の方向性を示す「オンラインプラットフォームとデジタル単一市場：欧州のための機会と挑戦<sup>10)</sup>」を公表した。

欧州委員会はまた、上記文書の公表と同日、YouTube等のビデオ共有プラットフォームに対する新たな規制等を含む視聴覚メディアサービス指令(AVMSD)の改正案<sup>11)</sup>も提案した。ビデオ共有プラットフォームは、電子商取引指令上の媒介者として、一定の要件のもと、その保存するコンテンツについて免責されるが、オンラインプラットフォームの規模や影響力が変わっており、デジタル単一市場戦略も視聴覚メディアサービス指令の現代化を求めていることが改正理由として挙げられている。本改正指令は、2018年11月14日に成立<sup>12)</sup>

---

Economy. Available at: <https://ec.europa.eu/digital-single-market/news/public-consultation-regulatory-environment-platforms-online-intermediaries-data-and-cloud>

- 9) European Commission, Full Report on the Results of the Public Consultation on the Regulatory Environment for Platforms, Online Intermediaries and the Collaborative Economy. Available at: [https://ec.europa.eu/newsroom/dae/document.cfm?doc\\_id=15877](https://ec.europa.eu/newsroom/dae/document.cfm?doc_id=15877)
- 10) European Commission, Communication from the Commission to the European Parliament, the Council, the European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions - Online Platforms and the Digital Single Market - Opportunities and Challenges for Europe, COM/2016/0288 final. Available at: <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A52016DC0288>
- 11) European Commission, Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council Amending Directive 2010/13/EU on the Coordination of Certain Provisions Laid Down by Law, Regulation or Administrative Action in Member States Concerning the Provision of Audiovisual Media Services in View of Changing Market Realities COM/2016/0287 final. Available at: <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A52016PC0287>
- 12) Directive(EU) 2018/1808 of the European Parliament and of the Council of 14

した。

2017年5月10日の「デジタル単一市場戦略の実施に関する中間レビュー：すべての人のための繋がれたデジタル単一市場<sup>13)</sup>」では、プラットフォームが情報やオンライン取引などへのアクセスを媒介しながら、インターネット上の「核心的なゲートキーパー (key gatekeepers)」になったと述べ、これらプラットフォームの一部に、公正性・透明性・明確性の欠如が懸念される取引慣行があることを指摘した。そして、オンライン違法コンテンツと戦うためには、すべての利害関係者による断固たる行動が必要であること、これら問題を素早く効果的に規制するために競争法の執行を強化し、その他の必要な立法措置を講ずること、違法コンテンツ削除メカニズムと技術的ソリューションに焦点を当てたデジタル単一市場内のプラットフォーム対話のより良い調整を行うと明かした。

欧州議会も2017年6月15日の決議<sup>14)</sup>で、市場支配力の濫用を防止し、下流市場へのゲートウェイとして機能するプラットフォームがゲートキーパーにならないようにするという原則に基づいて、B2B関係の成長促進、消費促進、対

---

November 2018 Amending Directive 2010/13/EU on the Coordination of Certain Provisions Laid Down by Law, Regulation or Administrative Action in Member States Concerning the Provision of Audiovisual Media Services (Audiovisual Media Services Directive) in View of Changing Market Realities. Available at: <http://data.europa.eu/eli/dir/2018/1808/oj>

13) European Commission, Communication from the Commission to the European Parliament, the Council, the European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions on the Mid-Term Review on the Implementation of the Digital Single Market Strategy - A Connected Digital Single Market for All COM/2017/0228 final. Available at: <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A52017DC0228>

14) European Parliament, Online Platforms and the Digital Single Market - European Parliament Resolution of 15 June 2017 on Online Platforms and the Digital Single Market (2016/2276 (INI)). Available at: [https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/TA-8-2017-0272\\_EN.pdf](https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/TA-8-2017-0272_EN.pdf)

象を絞った立法フレームワークを提案するよう欧州委員会に求めた。

このようなコンセンサスを踏まえて欧州委員会は2018年4月26日、「ビジネスユーザーのためのオンライン媒介サービスの公正性及び透明性の促進に関する規則案」を提案した<sup>15)</sup>。プラットフォーム運用上の透明性向上、プラットフォーム利用者による苦情処理システムの確立を通じて、オンライン市場における公正な競争を確保することを目的とした同規則案は2019年6月20日に承認され、2020年7月12日付で施行された<sup>16)</sup>。

## (2) 「デジタル時代にフィットするヨーロッパ戦略」と「デジタルサービス法パッケージ」(2019年-2020年)

2019年12月、ドイツ出身のUrsula von der Leyen欧州委員会委員長とベルギー出身のCharles Michel欧州理事会議長がそれぞれ就任し、EUの新体制が発足した。von der Leyen委員長は、2019年7月の候補時代に、自らの政策ガイドラインにおいて、任期内の6大政策目標の一つとして、「デジタル時代にフィットするヨーロッパ戦略 (A Europe fit for the digital age)」を提示し、その一環として、デジタルプラットフォームやサービスの責任と安全に関するルールをアップグレードし、デジタル単一市場を完成させるべく、デジタルサービス法 (Digital Service Act) を導入すると明かしていた<sup>17)</sup>。

---

15) European Commission, Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council on Promoting Fairness and Transparency for Business Users of Online Intermediation Services COM/2018/238 final. Available at: <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A52018PC0238>

16) Regulation(EU) 2019/1150 of the European Parliament and of the Council of 20 June 2019 on Promoting Fairness and Transparency for Business Users of Online Intermediation Services PE/56/2019/REV/1. Available at: <http://data.europa.eu/eli/reg/2019/1150/oj>

17) Political Guidelines for the Next European Commission 2019-2024, 'A Union That Strives for More - My Agenda for Europe' By Candidate for President of the European Commission Ursula von der Leyen(Jul 16, 2019)p.13-14. Available at: <https://www.europarl.europa.eu/resources/library/media/20190716RES57231/20190716RES57231.pdf>

欧州委員会は、デジタル経済の機会活用とデジタル化にともなうリスクとのバランスを取りながらデジタル政策を進めるとして、「デジタル時代にフィットするヨーロッパ戦略<sup>18)</sup>」のアクションプランには、人工知能・欧州データ戦略・欧州産業戦略・ハイパフォーマンスコンピューティング(HPC)・デジタル市場法・デジタルサービス法・サイバーセキュリティ・デジタルスキル・コネクティビティが含まれている。

2020年2月19日には、「欧州のデジタル未来を形作る(Shaping Europe's Digital Future)」というコミュニケーションを発表し、「デジタルサービス法パッケージ」として、ゲートキーパーとして機能する巨大なプラットフォームを特徴とする市場の公正性を保障するための事前規則、オンラインプラットフォームと情報サービスプロバイダの責任を強化するルールをキーアクションとして提示した<sup>19)</sup>。

このような背景で、欧州委員会は2020年6月2日、デジタルサービス法(Digital Service Act: DSA)と新たな競争法ツール(New Competition Tool: NCT)のロードマップを公開し、同日から9月8日までの約3ヶ月間、「デジタルサービス法: 域内市場の深化とデジタルサービスの責任の明確化<sup>20)</sup>」、そして「デジタルサービス法パッケージ: ゲートキーパーとして機能する超巨大オンラインプラットフォームの事前規制手段<sup>21)</sup>」という2つのパブ

---

18) European Commission > Strategy > Priorities 2019-2024 > A Europe fit for the digital age. [https://ec.europa.eu/info/strategy/priorities-2019-2024/europe-fit-digital-age\\_en](https://ec.europa.eu/info/strategy/priorities-2019-2024/europe-fit-digital-age_en)

19) European Commission, Communication - Shaping Europe's digital future. p.5-6. Available at: [https://ec.europa.eu/info/sites/default/files/communication-shaping-europes-digital-future-feb2020\\_en\\_4.pdf](https://ec.europa.eu/info/sites/default/files/communication-shaping-europes-digital-future-feb2020_en_4.pdf)

20) Digital Services Act - Deepening the Internal Market and Clarifying Responsibilities for Digital Services. [https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/12417-Digital-Services-Act-deepening-the-internal-market-and-clarifying-responsibilities-for-digital-services\\_en](https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/12417-Digital-Services-Act-deepening-the-internal-market-and-clarifying-responsibilities-for-digital-services_en)

21) Digital Services Act Package - Ex Ante Regulatory Instrument of Very Large Online Platforms Acting as Gatekeepers. <https://ec.europa.eu/info/law/better->



リックコンサルテーションを実施した。

これら意見収集を経て、2020年12月15日に、デジタルサービス事業者を規制するルールをハーモナイズし、利用者保護を強化する内容の「デジタルサービス法 (Digital Services Act : DSA規則案<sup>22)</sup>)」と、巨大デジタルプラットフォームに対する強力な競争法的規制を内容とする「デジタル市場法 (Digital Markets Act : DMA規則案<sup>23)</sup>)」の2つからなる「デジタルサービス法パッケージ (Digital Services Act Package)」が採択された。

当初、欧州委員会は、デジタルプラットフォームを対象とする規制として DSAを導入し、それとは別途、英国式市場調査制度<sup>24)</sup>を参考にした新たな競争法ツール (NCT) を導入しようとした。しかし、フィードバックやパブリックコンサルテーションなどを経てその範囲が調整され、DSA規則案には、違法コンテンツや有害コンテンツへの対応義務、ターゲティング広告など自動化手段の使用に関する透明性確保と説明責任に関するルール、プラットフォーム上の取引業者に関する確認義務などを、DMA規則案には、企業を買収する際

---

regulation/have-your-say/initiatives/12418-Digital-Services-Act-package-ex-ante-regulatory-instrument-of-very-large-online-platforms-acting-as-gatekeepers\_en

22) European Commission, Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council on a Single Market for Digital Services (Digital Services Act) and Amending Directive 2000/31/EC COM(2020) 825 final. Available at: <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/en/TXT/?uri=COM:2020:825:FIN>

23) European Commission, Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council on Contestable and Fair Markets in the Digital Sector (Digital Markets Act) COM(2020) 842 final. Available at: <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/en/TXT/?uri=COM:2020:842:FIN>

24) 英国の競争市場庁 (Competition & Markets Authority) による市場調査 (market investigation) は、競争に悪影響を及ぼす市場の特性を検証し、報告書の作成・公表、是正措置、是正勧告などを行う。Panelの委員で構成されるグループにより行われ、PanelはBoardからは独立して決定を下す。公正取引委員会ウェブサイト>各国・地域の競争法>英国 <https://www.jftc.go.jp/kokusai/worldcom/kakkoku/abc/allabc/uk.html>

の当局への事前通知や自社製品の優遇の禁止など、デジタル空間上での競争をよりオープンにし、プラットフォームの市場影響力を減らす内容を入れる形で調整された。以下では、競争法の観点が強 DMA規則案については割愛し、オンライン上の媒介者責任を規定する DSA規則案に焦点を当て検討する。

### (3) 「デジタルサービス法」規則案の提案理由と目的

DSA規則案<sup>25)</sup>の提案理由として、電子商取引指令の制定以降、新規の革新的な情報社会(デジタル)サービスが登場し、EU市民の日常のコミュニケーション・繋がり・消費・仕事の仕方を変えてきたこと、これらのサービスはEU及び世界の社会的・経済的なトランスフォーメーションに深く貢献してきたが、他方で、これらのサービスの利用は、社会全体と利用者にとって新たなリスクと課題の原因になっていること、新型コロナウイルス感染症の危機は、現代生活のあらゆる側面におけるデジタル技術の重要性を示し、私たちの経済と社会がデジタルサービスに依存していることを明確に見せ、デジタルサービスの機能に関する現在のフレームワークから生じる利益とリスクの両方を浮き彫りにしたことが挙げられた。

DSA規則案は、現在も有効な電子商取引指令の主要な原則に基づいて、EU域内市場で革新的なデジタルサービスを提供するための最良の条件を確保し、オンラインの安全性と基本権の保護に貢献するために、そして媒介サービスプロバイダを効果的に監督するために、強力で持続的なガバナンス構造を設定することを目的とすると明かしている。そのため、媒介サービスプロバイダ、特にソーシャルメディアやマーケットプレイスなどのオンラインプラットフォームに対する明確な責任と説明義務を定義し、違法コンテンツのノーティス&アクション(Notice & Action)手続きやプラットフォームのコンテンツモデレー

---

25) 本稿で検討する条文は2020年12月15日に採択された規則案(前掲注22))を基準とする。冒頭の「説明覚書」(Explanatory Memorandum)には、本規則案の提案理由と目的(1-3頁)、既存の政策との整合性(3-5頁)、法的根拠、補完性及び比例性(5-7頁)、事後評価、利害関係者との協議及び影響評価の結果(7-13頁)、本法案の各規定の詳細な説明(13-16頁)が説明されている。

ション (content moderation<sup>26)</sup>) への異議提起など、特定の媒介サービスに対する明確なデューデリジェンス義務を設定することにより、EU全体でオンライン上の利用者の安全性と基本権の保護を向上するとしている。

DSA規則案は、今までの経緯や本規則案の意義などを規定する前文に続き、第I章「総則」で対象と範囲(第1条)、定義(第2条)を、第II章「媒介サービスプロバイダの責任」で、単なる導管サービス(第3条)、キャッシングサービス(第4条)、ホスティングサービス(第5条)、自主調査と法令遵守(第6条)、一般的監視義務及び積極的な事実調査義務の否定(第7条)、違法コンテンツに対する措置命令(第8条)、情報提供命令(第9条)を規定している。第III章「透明で安全なオンライン環境のためのデューデリジェンス義務」では、第1節すべての媒介サービスプロバイダに適用される規定(10条～13条)、第2節オンラインプラットフォームを含むホストサービスのプロバイダに適用される追加規定(14条～15条)、第3節オンラインプラットフォームに適用される追加規定(16条～24条)、第4節システムリスクを管理するための超巨大オンラインプラットフォームの追加義務(25条～33条)、第5節デューデリジェンス義務に関するその他の規定(34条～37条)を規定する。第IV章「実施、協力、制裁及び執行」では主務官庁及び各国デジタルサービス調整官制度や欧州デジタルサービス会議、超巨大オンラインプラットフォームに関する監視、調査、遵守及びモニタリングなどを規定(38条～70条)し、第V章「最終条項」では事務的な内容を規定(71条～74条)している。

以下では、第I章「総則」と第II章「媒介サービスプロバイダの責任」に焦点をあて、本DSA規則案が対象とするオンライン媒介者の定義を確認し、類

---

26) コンテンツモデレーション (content moderation) について本DSA規則案2条(D)では、「サービス受信者によって提供される、違法コンテンツまたは利用規約に抵触する情報を検出・識別し、対処することを目的とした媒介サービスプロバイダの活動を意味し、その違法なコンテンツまたはその情報の可用性、可視性、アクセス可能性に影響を与える措置(降格、アクセス無効化、削除など)、または受信者が当該情報を提供する能力(受信者アカウントの終了または一時停止など)が含まれる」と定義している。

型ごとの義務を考察する。

### 3. 「デジタルサービス法」規則案におけるプラットフォームの責任

#### (1) 対象プロバイダの範囲と包含関係

DSA規則案は、サービス受信者がEU内に確立した営業所を持っているか、居住している限り、プロバイダの設立場所に関係なく、域内市場での媒介サービス (intermediary services) の提供に適用される (1条3項)。サービス受信者 (recipient of the service) とは、関連する媒介サービスを利用する自然人または法人をいう (2条(b))。2条(a)では「情報社会サービス」を、「指令 (EU) 2015/1535<sup>27)</sup> の第1条第1項(b)で定義されたサービスをいう」と定義する。一般データ保護規則 (GDPR) と同様の定義の仕方である。

「媒介サービス」については、2条(f)で「ネットワークインフラを提供する媒介サービス」と規定し、電子商取引指令のように、単なる導管・キャッシング・ホスティングの3種類に分けている。単なる導管 (mere conduit) サービスは、サービス受信者によって提供される情報の通信ネットワークでの送信、または通信ネットワークへのアクセスを提供するもの、キャッシング (caching) サービスは、サービス受信者によって提供される情報の通信ネットワークでの送信 (その情報の自動、中間、及び一時的な保存を含む) で、他の受信者の要求に応じて情報をより効率的に送信することを唯一の目的とするもの、ホスティング (hosting) サービスは、サービス受信者によって提供され、サービス受信者の要求に応じて提供される情報を保存 (storage) するものと定義する。

ホスティングサービスには、クラウドやウェブホスティングなどのホスティングサービスの他、「オンラインプラットフォーム (online platform)」が含ま

---

27) Directive (EU) 2015/1535 of the European Parliament and of the Council of 9 September 2015 Laying Down a Procedure for the Provision of Information in the Field of Technical Regulations and of Rules on Information Society Services. Available at: <http://data.europa.eu/eli/dir/2015/1535/oj>

れる。オンラインプラットフォームとは、サービス受信者の要求に応じて、公開情報を保存及び頒布するホスティングサービスプロバイダを意味する（2条(h)）。ただし、その行為が別のサービスのマイナーで純粋に補助的な機能であり、客観的で技術的な理由で当該サービスなしでは利用できず、当該サービスへの機能の統合が、本規則の適用を回避する手段ではない場合には、該当しない（同条）。オンラインマーケットプレイス、アプリストア、共有経済プラットフォーム、ソーシャルメディアなど、売り手と消費者を結びつけるサービスがオンラインプラットフォームに該当する。なお、「小規模オンラインプラットフォーム（micro or small enterprises）」は規制対象から除外する（16条）。

さらに、EU内の平均月間アクティブ受信者数4,500万人（EU人口の約10%に相当）以上にサービスを提供するオンラインプラットフォームを「超巨大オンラインプラットフォーム（very large online platforms）」と定義する（25条1項）。この基準は後に変更されうる（同条2項及び3項）。超巨大オンラインプラットフォームは、違法コンテンツの流通や社会的危害において特にリスクがあり、その莫大な影響力から、特別なルールが想定されている。

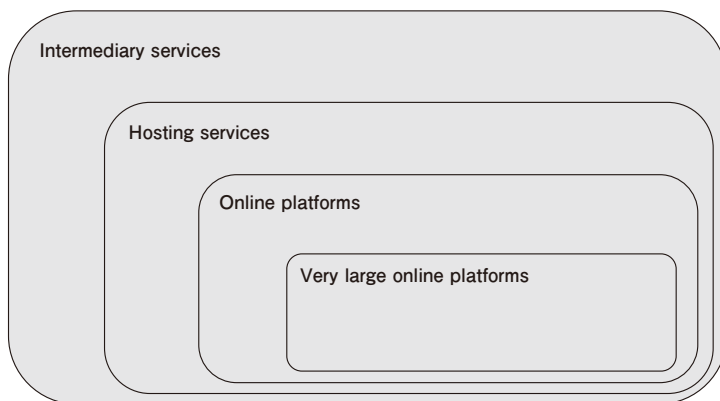


図1 対象となるプロバイダ<sup>28)</sup>

28) The Digital Services Act: Ensuring a Safe and Accountable Online Environment> Which providers are covered? <https://ec.europa.eu/info/strategy/priorities>

なお、2018年改正されたEU 視聴覚メディアサービス指令 1 条 1 項(g)により、視聴覚メディアサービス (audiovisual media services<sup>29)</sup>) に動画共有プラットフォームサービスが含まれるようになったため、例えばYouTubeは「動画共有プラットフォームサービス」かつEU内の利用者数により「オンラインプラットフォーム」または「超巨大オンラインプラットフォーム」としての義務を負うことになる。

2019年制定のデジタル単一市場著作権指令 2 条 6 項でいう「オンラインコンテンツ共有サービスプロバイダ(online content sharing service providers)」は、「プロバイダが営利目的で企画し展開する、利用者によってアップロードされた著作物または他の保護対象物を大量に保存し、かつそれらへのアクセスを公衆に提供することをその主な目的または主な目的のひとつとする情報社会サービスプロバイダ」と定義され、これらはDSA規則案でいう「ホスティングサービス」に該当し、その規模により「オンラインプラットフォーム」または「超巨大オンラインプラットフォーム」としての義務を負うことになる。

表 1 対象プロバイダ別の義務<sup>30)</sup>

|   | 媒介サービス | ホスティングサービス | オンラインプラットフォーム | 超巨大オンラインプラットフォーム |
|---|--------|------------|---------------|------------------|
| 違法コンテンツに対する措置命令 (第8条)・情報提供命令 (第9条) を受けて各加盟国の当局と連携 | ●      | ●          | ●             | ●                |
| 連絡窓口設置 (第10条)、加盟国内に法定代理人の指定 (第11条)                | ●      | ●          | ●             | ●                |
| 基本権を考慮した利用規約 (第12条)                               | ●      | ●          | ●             | ●                |
| 透明性報告義務 (第13条)                                    | ●      | ●          | ●             | ●                |

-2019-2024/europe-fit-digital-age/digital-services-act-ensuring-safe-and-accountable-online-environment\_en

29) 視聴覚メディアサービス (audiovisual media services) とは、同指令 1 条 1 項(a)により、番組の提供が主な目的であり、公衆に対して、知らせ、楽しませ、または教育するために、電子通信ネットワークによって行うものをいい、テレビやオンデマンド視聴覚メディアサービスのいずれかをいうと定義される。

|  |  |   |   |   |
|--|--|---|---|---|
| 違法コンテンツに対するノーティス&アクション・メカニズム (第14条)、利用者への理由説明 (第15条) |  | ● | ● | ● |
| 内部苦情処理システム (第17条)、裁判外紛争解決 (第18条)                     |  |   | ● | ● |
| 信頼できるフラグガー (Flaggers) によるノーティスの優先処理 (第19条)           |  |   | ● | ● |
| 不正使用に対する対策と保護 (第20条)                                 |  |   | ● | ● |
| 犯罪行為の疑いの通報 (第21条)                                    |  |   | ● | ● |
| オンラインプラットフォームを利用する取引業者 (traders) のトレーサビリティ (第22条)    |  |   | ● | ● |
| 透明性報告の追加義務 (第23条)                                    |  |   | ● | ● |
| オンライン広告の利用者向けの透明性 (第24条)                             |  |   | ● | ● |
| リスク・アセスメント (第26条)、リスク軽減 (第27条)                       |  |   |   | ● |
| 外部監査 (第28条)  |  |   |   | ● |
| レコメンダーシステムの透明性 (第29条)、追加的なオンライン広告の透明性 (第30条)         |  |   |   | ● |
| 当局及び研究者とのデータ共有 (第31条)                                |  |   |   | ● |
| コンプライアンスオフィサー (第32条)                                 |  |   |   | ● |
| 透明性報告の追加義務 (第33条)                                    |  |   |   | ● |
| 行動規範 (第35条・第36条)                                     |  |   |   | ● |
| 危機対応プロトコル (第37条)                                     |  |   |   | ● |

## (2) 媒介サービスプロバイダ (Intermediary service providers) の義務

第II章では、電子商取引指令の3分類を受け継いで、単なる導管 (3条)、キャッシング (4条)、ホスティング (5条) に分け、これら媒介サービスプロバイダの免責等について規定している。

単なる導管 (Mere conduit) サービスについては、サービス受信者によって

30) 下記の表及び条文を参考に筆者作成。The Digital Services Act: Ensuring a Safe and Accountable Online Environment> New Obligations. [https://ec.europa.eu/info/strategy/priorities-2019-2024/europe-fit-digital-age/digital-services-act-ensuring-safe-and-accountable-online-environment\\_en](https://ec.europa.eu/info/strategy/priorities-2019-2024/europe-fit-digital-age/digital-services-act-ensuring-safe-and-accountable-online-environment_en)

提供される情報の通信ネットワークでの送信、または通信ネットワークへのアクセスを提供するサービスプロバイダが、(a)送信を開始しないこと、(b)送信の受信者を選択しないこと、(c)送信に含まれる情報を選択したり変更したりしないこと、という条件を満たす場合には責任を負わない（3条1項）。1項でいう送信及びアクセス提供の行為には、通信ネットワークでの送信を実行することのみを目的として行われる、送信された情報の自動保存、中間保存及び一時的保存が含まれ、当該情報は、送信に合理的に必要な期間を超えて保存されない場合に限る（同条2項）。

キャッシング（Caching）サービスについては、サービス受信者によって提供された情報を通信ネットワーク上で送信することからなるものである場合、サービスプロバイダは、サービス受信者の求めに応じて他のサービス受信者への送信を効率的に行うことを唯一の目的として行われる、当該情報の自動保存、中間保存及び一時保存については、(a)プロバイダが情報を改変しないこと、(b)情報へのアクセスに関する条件を遵守すること、(c)業界で広く認識され、使用されている方法で規定された情報の更新に関する規則に従うこと、(d)プロバイダが、情報の利用に関するデータを取得するために、業界で広く認知され使用されている技術を合法的に使用することを妨害しないこと、(e)プロバイダが、最初の送信元の情報がネットワークから削除され、若しくはアクセスができなくなったこと、又は裁判所若しくは行政当局がその削除若しくは無効化を命じたことを実際に知った上で、保存している情報を速やかに削除し、若しくはアクセスを不能にするように行動すること、という条件を満たす場合には責任を負わない（4条1項）。

ホスティング（Hosting）サービスについては、サービス受信者から提供された情報を蓄積することを内容とするサービスである場合、サービスプロバイダは、サービス受信者の要求に応じて蓄積された情報について、(a)実際に違法行為や違法な内容を知らず、損害賠償請求については、違法行為や違法な内容が明らかな事実や状況を知らないこと、(b)そのような知識や認識を得た上で、違法なコンテンツを削除またはアクセスできないようにするために迅速に行動すること、という条件を満たす場合には責任を負わない（5条1項）。なお、1



項は、サービス受信者がプロバイダの権限または管理下で行動している場合には適用されない(同条2項)。当該オンラインプラットフォームが特定の情報項目を提示または、その他の方法で特定の取引を可能にしている場合であって、適度の情報を与えられた平均的な消費者が、当該情報または取引対象となっている商品またはサービスが、オンラインプラットフォーム自身またはその権限または支配下にあるサービス受信者によって提供されていると信じることができるような方法で提供されている場合には、消費者が取引業者と遠隔契約を締結することを可能にするオンラインプラットフォームの消費者保護法上の責任にも、1項は適用されない(同条3項)。本3項は本DSA規則案で新たに追加されたもので、消費者保護の観点での規定である。

電子商取引指令の対象となる情報社会サービス(12条~14条)の例としては、指令前文(18)で、データの検索・アクセス・取得を可能にするツールを提供するもの、通信ネットワークを介した情報の送信、通信ネットワークへのアクセスの提供、サービス受信者によって提供される情報のホスティングサービス、ビデオオンデマンドなどが含まれるとし、放送や1対1通信は除外されるとしていた。そこで、典型的には、インターネットアクセスプロバイダ、キャッシュサーバ、ホスティングサービスなどが対象であるとされていた。

今回のDSA規則案の前文(27)では、2000年以降、オンラインでデータを送信・保存するためのシステムの可用性・効率・速度・信頼性・容量・セキュリティを向上させる新しい技術が登場し、オンラインエコシステムがますます複雑化していると指摘し、Wi-Fiサービス提供者、ドメインネームシステム(DNS)サービス、トップレベルドメインネームレジストリ、デジタル証明書発行サービス、コンテンツ配信ネットワーク(CDN)、VoIP(Voice over Internet Protocol)、メッセージングサービス、Webベースの電子メールサービスも情報社会サービスとして、責任制限の恩恵を受けることができるとしている。前文(13)では、ソーシャルネットワーク、オンラインショッピングモールは、求めに応じてサービス受信者が提供する情報を保存するだけでなく、その情報を公衆に広める役割をするので、ホスティングサービスとして定義されるべきであるとしている。

6条では、媒介サービスプロバイダが、違法コンテンツの検出・特定・削除・アクセス無効化を目的とした自主的で自発的な調査やその他の活動を遂行したことをのみを理由に、上記3条～5条の免責規定の適用を受ける資格がないとはみなされないと規定している。本規定も、電子商取引指令にはなかったものである。

7条では、一般的監視義務または積極的な事実調査義務がないことを確認している。一般的監視義務がないことは電子商取引指令15条にも規定されていた。電子商取引指令15条2項に規定する違法の疑いのある行為や情報を当局に通知する義務は、DSA規則案では、媒介サービスプロバイダの義務としては規定されず、オンラインプラットフォームに犯罪行為の疑いの通報(21条)が義務づけられている。

媒介サービスプロバイダは、EU法または国内法に基づいて、関連する当局から違法コンテンツに対する措置命令(8条)や情報提供命令(9条)を受けた場合には、当局に協力し、命令を受けて行った行動と時期を過度な遅滞なく当該当局に通知しなければならない。当局からの上記命令は、所定の要件(8条2項・9条2項)を満たさなければならない。

第Ⅲ章では、透明で安全なオンライン環境のために当然払うべき注意義務について規定しており、第1節(10条～13条)では、すべての媒介サービスプロバイダに適用される義務を規定している。

10条では媒介サービスプロバイダが、加盟国当局・欧州委員会・欧州デジタルサービス会議(47条)と、電子的手段を用いて直接連絡を取ることができるように単一の連絡窓口を設置することを義務付けている。

11条では、媒介サービスプロバイダがEU域内に拠点を持たず、EU域内でサービスを提供する場合、サービスを提供する加盟国のいずれかの国における法定代理人として、法人または自然人を書面で指定し(11条1項)、法定代理人の氏名・住所・電子メールアドレス・電話番号の最新情報を、法定代理人が居住または設立されている加盟国のデジタルサービス調整官に通知(同条4項)することを義務付けている。

12条では、利用規約について規定している。媒介サービスプロバイダは、サー

ビス受信者から提供された情報に関して、サービスの利用に関連して課す制限に関する情報を、その利用規約に含めなければならない。これら情報には、アルゴリズムによる意思決定や人間によるレビューを含む、コンテンツモデレーションの目的で使用されるポリシー、手順、手段、ツールに関する情報が含まれ、明快かつ明確な言語で記載され、容易にアクセスできる形式で公開されなければならない(12条1項)。そして、媒介サービスの提供者は、上記の制限を実施する際には、EU基本権憲章に明記されているサービス受信者の適用可能な基本権を含め、すべての関係者の権利と正当な利益を十分に考慮して、勤勉で客観的、比例的な方法で行動しなければならない(同条2項)。

さらに13条では、少なくとも年に一度、関連する期間に行ったコンテンツモデレーションについて、明確でわかりやすく詳細な報告書を公表しなければならないという透明性の報告義務を課している。ただし、委員会勧告2003/361/EC<sup>31)</sup>の附属書で規定する小規模事業者(small enterprises<sup>32)</sup>)に該当する媒介サービスプロバイダには適用されない(同条2項)。

### (3) ホスティングサービスプロバイダ (Hosting service providers) の追加義務

第三章第2節(14条～15条)では、すべてのホスティングサービスプロバイダに適用される義務を規定している。これは上記第1節の義務に加えて適用される。

14条では、コンテンツに対するノーティス&アクション・メカニズムを規定している。個人または事業者が「違法なコンテンツであるとする特定の情報項目がそのサービス上に存在する」ことをノーティス(通知)できるようなメカニズムを用意しなければならない。これらメカニズムは、アクセスが容易で、利用者が使いやすく、電子的手段のみによるノーティスを提出できるようにし

---

31) Commission Recommendation of 6 May 2003 Concerning the Definition of Micro, Small and Medium-sized Enterprises(2003/361/EC) Available at: <http://data.europa.eu/eli/reco/2003/361/oj>

32) 小規模(small)企業とは、従業員が50人未満で、年間売上高及び/または年間貸借対照表の合計が1,000万ユーロを超えない企業をいう(附属書2条2項)。

なければならない(14条1項)。これらメカニズムは、十分に正確で十分に立証されたノーティスの提出を容易にするようなものでなければならない、それに基づいて勤勉な運営者は問題のコンテンツの違法性を特定することができるものでなければならない。そのために、ホスティングプロバイダは、(a)個人又は事業体が当該情報を違法コンテンツとみなす理由の説明、(b)当該情報の電子的な場所、特に正確なURL及び必要に応じて違法コンテンツを特定することを可能にする追加情報の明確な提示、(c)ノーティスを提出した個人又は法人の氏名及び電子メールアドレス<sup>33)</sup>、(d)ノーティスを提出する個人又は事業体が当該情報及び主張が正確かつ完全であることを誠実に信じることを確認する陳述、これらすべてを含むノーティスの提出を可能にし、促進するために必要な措置を講じなければならない(同条2項)。そして、上記要素を含むノーティスは、5条において「実際の知識又は認識を生じさせた」ものとみなされる(同条3項)。

15条では利用者への理由説明義務を規定している。サービス受信者から提供された特定の情報項目について削除またはアクセス無効化を決定する場合には、当該情報へのアクセスの検出・特定・削除・アクセス無効化に使用された手段とその決定理由にかかわらず、遅くとも削除またはアクセス無効化の時点で、その決定を受信者に通知するとともに、その決定の理由について明確かつ具体的に提供しなければならない(15条1項)。記載される情報は、明確かつ容易に理解できるもので、与えられた状況下で合理的に可能な限り正確かつ具体的なものでなければならない(同条3項)。ホスティングプロバイダは上記の決定及び理由説明書を、欧州委員会が管理する一般にアクセス可能なデータベースに公開しなければならない。その情報には個人情報が含まれてはならない(同条4項)。

---

33) 児童の性的虐待、性的搾取、児童ポルノの撲滅に関する指令2011/93/EUの第3条から第7条で言及されている犯罪のいずれかに関連すると考えられる情報の場合を除く。

#### (4) オンラインプラットフォーム (Online platforms) の追加義務

第三章第3節(16条~24条)では全てのオンラインプラットフォームに適用される義務を規定している。これは、オンラインプラットフォームに対し、第1節・第2節の義務に加えて適用される。ただし、第3節の規定は、委員会報告2003/361/EC付属書における零細企業(micro enterprises)または小規模企業(small enterprises)に該当するオンラインプラットフォームには適用されない(16条)。零細企業とは、従業員が10人未満で、年間売上高及び/または年間貸借対照表の合計が200万ユーロを超えない企業をいう(付属書2条3項)。小規模(small)企業とは、従業員が50人未満で、年間売上高及び/または年間貸借対照表の合計が1,000万ユーロを超えない企業をいう(付属書2条2項)。

オンラインプラットフォームは、受信者が提供した情報が違法コンテンツであるか、または利用規約に抵触するという理由でオンラインプラットフォームが行った、(a)情報へのアクセスを削除または無効にする決定、(b)受信者へのサービスの全部または一部の提供を停止または終了する決定、(c)受信者のアカウントを停止または終了する決定に対して、当該決定後少なくとも6ヶ月間サービス受信者が電子的かつ無料で苦情を申し立てることができる効果的な内部苦情処理システムへのアクセスを提供しなければならない(17条1項)。システムを通じて提出された苦情は、タイムリーで勤勉かつ客観的な方法で処理されなければならない。苦情が提出された情報が違法ではなく、その利用規約に抵触していないことを考慮するのに十分な理由が含まれている場合、または苦情の申立者の行為がサービスまたはアカウントの停止や終了を正当化するものではないことを示す情報が含まれている場合、過度の遅延なしに決定を取り消さなければならない(同条3項)。

サービス受信者は、内部苦情処理システムにより解決できなかった苦情を含む、当該決定に関連する紛争を解決するために、認定された裁判外的手段を選択する権利を有する(18条)。

19条には、信頼できるフラガー(Flaggers<sup>34)</sup>)によるノーティスの優先処理を規定する。フラガーとは、交通整備などの旗振りのことで、著作権侵害行為

に注意を促す者という意味で使われている。(a)違法コンテンツの検出・特定・通知を目的とした特定の専門知識と能力を有していること、(b)団体の利益を代表し、オンラインプラットフォームから独立していること、(c)タイムリーで勤勉かつ客観的な方法で通知を提出する目的で活動していること、という要件を全て満たす申請者に対しては、当該加盟国のデジタルサービス調整官が、「信頼できるフラガー」の地位を付与する(19条2項)。信頼できるフラガーからノーティス&アクション・メカニズムを通じて提出されたノーティスは、優先的かつ遅滞なく処理されるように、必要な技術的及び組織的な措置を講じなければならない(同条1項)。

オンラインプラットフォームは、明らかに違法なコンテンツを頻繁に提供するサービス受信者に対するサービスの提供を、事前に警告を行った後、合理的な期間、中断しなければならない(20条1項)。その場合、オンラインプラットフォームは、利用可能な情報から明らかになるすべての関連する事実及び状況を考慮に入れて、ケースバイケースでタイムリーに、勤勉かつ客観的な方法で受信者が不正使用に関与しているかどうかを評価しなければならない(同条3項)。

オンラインプラットフォームは、人の生命または安全を脅かす重大な犯罪が行われた、行われている、または行われる可能性があるという疑いを起こさせる情報を知った場合には、加盟国または当該疑いに関係する加盟国の法執行機関または司法当局に速やかに通知し、利用可能なすべての関連情報を提供しなければならない(21条1項)。

22条では、オンラインプラットフォームを利用する取引業者(traders)のトレーサビリティを規定している。消費者と取引業者が遠隔契約を締結できるようにするオンラインプラットフォームは、取引業者に関する情報(連絡先・身分証明証のコピー・銀行口座・事業者番号など)を事前に取得した場合に限り、

---

34) 「信頼できるフラガー(Trusted Flagger)」とは、違法コンテンツを探知しオンラインプラットフォームへタイムリーに通知(ノーティス)する、権利者団体などをさす。例えば、YouTubeが同様のプログラムを運用している。YouTube Trusted Flagger Program. <https://support.google.com/youtube/answer/7554338?hl=en>

自社サービスを利用してEU域内の消費者に宣伝したり、商品やサービスを提供したりすることができるようにしなければならない(22条1項)。オンラインプラットフォームは、取得の際に当該情報が信頼できるかを評価するために合理的な努力をし(同条2項)、当該情報が不正確または不完全である場合には、当該取引業者に要請して情報の正確性と完全性を確認しなければならない。当該取引業者が修正・完成しない場合には、それまでにサービスを停止しなければならない(同条3項)。また、取引業者との契約関係が継続する間、安全な方法で保存し、その後、当該情報を削除する(同条4項)。

23条では、13条に定める透明性報告に含める情報の他、(a)裁判外紛争解決機関(18条)に提出された紛争の数、紛争解決の結果及び紛争解決手続の完了までの平均時間、(b)不正使用(20条)に従って課された停止処分の数、(c)コンテンツモデレーションを目的とした自動化された手段のいかなる使用に関する情報を記載することを追加的に求めている(23条1項)。また、25条2項に規定する算出方法を用いて算出した、過去6ヶ月間の各加盟国におけるサービスの月間アクティブ受信者数の平均に関する情報を、少なくとも6ヶ月に一度は公表しなければならない(同条2項)。

さらに、オンラインインターフェース上に広告を表示するオンラインプラットフォームは、サービス受信者が、個々の受信者に対して表示された特定の広告ごとに、(a)表示された情報が広告であること、(b)広告主である自然人または法人、(c)広告の受信者を決定するために使用される主なパラメータについての意味ある情報を、明確かつ明白な方法でリアルタイムに識別できるようにしなければならない(24条1項)。

#### (5) 超巨大オンラインプラットフォーム (Very large online platforms) の追加義務

第三章第4節(25条~33条)では、超巨大オンラインプラットフォームがシステムリスクを管理する義務を規定している。第1節・第2節・第3節の義務に加えて、超巨大オンラインプラットフォームにのみ適用される義務である。

この節の規定は、定められた方法に従って算出されたサービスの平均月間ア



クティブ受信者数がEU域内4,500万人以上であるオンラインプラットフォームに適用される(25条1項)。いわゆる超巨大オンラインプラットフォーム(Very large online platforms)の定義である。ただし、委員会は、EUの人口が5%以上増減する場合には、上記のサービスの月平均受信者数を調整する。調整の際には、EUの人口の10%に相当するように調整しなければならない、その数値が百万単位で表せるように切り上げ・切り下げを行う(同条2項)。指定された超巨大オンラインプラットフォームのリストをEUの官報に掲載し、そのリストを常に更新する(同条4項)。

超巨大オンラインプラットフォームは、25条4項の公表日以降、少なくとも1年に1回、EU内でのサービスの機能及び利用に起因する重大なシステムリスク(サービス上の違法コンテンツの流通や基本権行使に対する否定的影響など)を特定し、分析し、評価しなければならない(26条1項)。特に、コンテンツモデレーションシステム、レコメンダーシステム、広告の選択及び表示システムが、違法コンテンツ及び利用規約に抵触する情報の急速かつ広範な拡散の可能性を含む上記リスクに影響を与えるかを考慮しなければならない(同条2項)。

26条により特定されたシステムリスクに対しては、合理的で比例的かつ効果的なリスク軽減策を講じることを超巨大オンラインプラットフォームに求めている(27条)。

超巨大オンラインプラットフォームは、第Ⅲ章に規定されている義務に関して、自己負担で少なくとも1年に1回、その遵守状況を評価するための監査を受けなければならない(28条1項)。監査は、専門性と技術的能力を有し、客観性と職業倫理が証明された独立した外部組織が行い(同条2項)、監査報告書を書面で作成しなければならない(同条3項)。

超巨大オンラインプラットフォームは、レコメンダーシステムで使用されている主なパラメータ及びサービス受信者が利用可能にした可能性のある主要なパラメーターを変更または影響を与えるためのオプション(EU規則2016/679第4条4項<sup>35)</sup>)というプロファイリングに基づかないオプションを少なくとも1つ含むを、

---

35) Regulation(EU) 2016/679 (GDPR) 4条4項における「プロファイリング」とは、



明確かつアクセスしやすく、理解しやすい方法で利用規約に明示しなければならない(29条1項)。

オンラインインターフェース上に広告を表示する超巨大オンラインプラットフォームは、広告がそのオンラインインターフェース上に最後に表示されてから1年間、2項に挙げる情報を含むリポジトリを作成し、APIを介して公衆に利用可能にしなければならない。これらリポジトリには受信者の個人情報を含んではいけない(30条1項)。リポジトリには、広告の内容、広告を出した自然人または法人、広告が表示された期間、特定のグループに特別に表示されることを意図していたか、その目的のために使用される主なパラメータ、到達したサービス受信者の総数などの情報が含まなければならない(第30条2項)。

超巨大オンラインプラットフォームは、設立地のデジタルサービス調整官または欧州委員会からの合理的な要請に基づき、要請に明記された合理的な期間内に、本DSA規則の遵守状況の監視と評価に必要なデータへのアクセスを提供しなければならない(31条1項)。また、システミックリスク(26条)の特定及び理解に資する研究を行うことを唯一の目的とする場合に、4項の要件を満たす審査済みの研究者(学術機関に所属し、非営利で研究を行っており、専門知識を有し、安全性・機密性の要件を遵守する者)に対しても同様である(31条2項)。

超巨大オンラインプラットフォームは、本DSA規則の遵守状況を監視する責任者を1名以上任命しなければならない(32条1項)。当該業務を遂行するために必要な専門的な資格、知識、経験及び能力を有する者のみをコンプライアンスオフィサーとして任命し(同条2項)、独立して業務を遂行できるように保障しなければならない(同条4項)。

超巨大オンラインプラットフォームは、EUの官報に掲載された日から6ヶ月以内に透明性報告書(13条)を公表し、その後6ヶ月ごとに公表しなければならない(33条1項)。超巨大オンラインプラットフォーム以外は1年に1度

---

個人データを使用して自然人に関連する特定の個人的側面を評価すること、特にその自然人の職場でのパフォーマンス、経済状況、健康、個人的な好み、興味、信頼性、行動、場所または移動に関する側面を分析または予測することからなる、あらゆる形態の個人データの自動処理を意味すると定義される。

であるところ、より厳しい要件を課している。さらに、少なくとも年に1回、28条4項に規定されている外部監査実施報告書の採択後30日以内に公開し、設立地のデジタルサービス調整官及び欧州委員会に送信しなければならない(同条2項)。

他に、第三章第5節(34条～37条)では、デューデリジェンスに関するその他の義務として、標準(34条)、行動規範(35条)、オンライン広告の行動規範(36条)、危機対応プロトコル(37条)を規定している。

#### 4. 「デジタルサービス法」規則案の今後

##### (1) DSA規則案の意義

電子商取引指令(2000/31/EC)の目的は、(i)デジタルサービスが十分に機能する域内市場、(ii)基本権を侵害することなく違法オンラインコンテンツの効果的な削除を促進、(iii)消費者にとって適切なレベルの情報と透明性であった。これらの目標は現在も有効なものであるが、目まぐるしく変化するデジタル市場の状況に照らして、20年以上前の技術やサービスを反映している電子商取引指令の考え方では十分な実効性を確保することが難しい状況が生じた。

欧州委員会は、電子商取引指令の限界を認め、変化した時代を反映し、域内市場のデジタルサービスに適用できる新たなルールを作りあげようとした。デジタルサービス法パッケージは、さまざまな利害関係者との長い協議の結果、電子商取引指令を廃止することなく、現存の法的枠組みとの一貫性を維持しつつ、オンライン環境の安全性を確保するために域内デジタル市場に適用できる横断的なルールを整えるものである。

DSA規則案は、特定分野固有の規制が引き続き有効であることを前提に、既存の規制のギャップに対処することで、既存の枠組みを補完する役割をする。DSA規則案に規定のない形態の情報社会サービスには、引き続き電子商取引指令が適用されることになる。ビデオ共有プラットフォームを対象とする視聴覚メディアサービス指令(AVMSD)、デジタル単一市場著作権指令など、特

定分野に対する規制は、特別法として優先して適用され、本DSA規則案はそれら規制が有するギャップを埋めることができると期待される。

DSA規則案に基づく「公正性・透明性・説明責任・消費者保護」という考え方は、EU一般データ保護規則（GDPR）やEUビジネスユーザーのためのオンライン媒介サービスの公正性及び透明性の促進に関する規則、デジタル単一市場著作権指令など、最近のEU立法に一貫して見られるものである。ビッグデータや人工知能技術を駆使する巨大プラットフォームが関わっているからこそ求められるものであろう。

なお、本DSA規則案は、EUの一般的な消費者保護ルール<sup>36)</sup> に取って代わるものではなく、また個人情報保護の観点からも、一般データ保護規則（GDPR）の運用に影響するものでもない。

## (2) 残る懸念

電子商取引指令の媒介者の免責枠組みについては、加盟国は指令の範囲内で自国固有の規制をとることができたため、実態上加盟国間で規制は統一されず、法的安定性の問題が指摘されていた。また、デジタル単一市場著作権指令17条は、オンラインコンテンツ共有サービスプロバイダに、ユーザーがアップロードした著作権を侵害するコンテンツに対する直接の責任を課し、プラットフォームにライセンスを求め、自動的にフィルタリングされたコンテンツを削除してブロックすることを要求している。しかし、あくまでも指令であるため、どこまでハーモニゼーションされるかは不明な状況である<sup>37)</sup>。

---

36) たとえば、前掲注16)の「ビジネスユーザーのためのオンライン媒介サービスの公正性及び透明性の促進に関する規則（Regulation(EU) 2019/1150）」や、「EU消費者保護準則の実効性強化及び現代化に関する指令（Directive(EU) 2019/2161)」など。Directive(EU) 2019/2161 of the European Parliament and of the Council of 27 November 2019 Amending Council Directive 93/13/EEC and Directives 98/6/EC, 2005/29/EC and 2011/83/EU of the European Parliament and of the Council as Regards the Better Enforcement and Modernisation of Union Consumer Protection Rules. Available at: <http://data.europa.eu/eli/dir/2019/2161/oj>

デジタルサービス法(DSA)は、指令(Directive)ではなく、規則(Regulation)として提案された。各加盟国が国内法により導入して初めて効力を有する指令(Directive)と異なり、規則(Regulation)は全てのEU加盟国に直接の適用性と拘束力を有する。異なるプラットフォーム規制を有していたEU加盟国におけるオンラインサービスプロバイダやプラットフォームが同じ規則の適用を受けることになるため、競争法分野だけでなく、コンテンツ著作権分野や消費者保護分野における意味は大きい。

なお、DSA規則案は「デジタルサービス調整官(Digital Services Coordinators)」制度<sup>38)</sup>を設けている。デジタルサービス調整官は、当該加盟国が特定の業務または分野を他の管轄当局に委任している場合を除き、当該加盟国におけるDSAの適用及び施行に関連するすべての事項について責任を負う。また、これらの事項に関して国内レベルでの調整を確保し、DSAの効果的かつ一貫した適用と施行に貢献する責任を負う<sup>39)</sup>。媒介サービスプロバイダを監督するデ

---

37) ドイツのように国内法への履行において軽微な使用は許すなど利用者のための特別な保護措置を入れようとする加盟国もあれば、フランスのように、非常に厳格なアップロードフィルタを強調する国もあるようである。CREATe> The Directive on Copyright in the Digital Single Market – Implementation Resource. <https://www.create.ac.uk/cdsm-implementation-resource-page/>

38) 加盟国は、DSAの適用及び実施に責任を有する1つ以上の管轄当局を指定し(38条1項)、そのうちの1つを「デジタルサービス調整官」として指定する。デジタルサービス調整官は、他のデジタルサービス調整官、国の管轄当局、欧州デジタルサービス会議及び欧州委員会と協力しなければならない(DSA規則案38条2項)。

39) したがって、媒介サービスプロバイダに対して規制上の責任を負うのは、当該プロバイダの主な事業所が所在する加盟国である。DSA規則案40条1項は、「媒介サービスプロバイダの主たる事業所が所在する加盟国は、本規則の第III章及び第IV章の目的のために管轄権を有する」と規定する。デジタルサービス調整官は、情報提供要請・立入検査・説明要請などの調査権限、違反行為停止命令・救済措置・罰金・暫定措置などの執行権限(41条2項)を有する。加盟国は、その管轄下にある媒介サービスプロバイダがDSAに違反した場合に適用される罰則に関する規則を定め、デジタルサービス調整官の権限(41条)に従って実施されることを確実にするために必要な措置を講じなければならない(42条1項)。

デジタルサービス調整官の独立した諮問グループとして、「欧州デジタルサービス会議 (European Board for Digital Services)」の設立も規定されている (47条)<sup>40)</sup>。超巨大オンラインプラットフォームに対しては、さらに強化された監視監督が行われる (50~66条)。

ただ、Google・Amazon・Facebook・Appleなど超巨大オンラインプラットフォームが、オンライン広告を含む多くの部分において「営業秘密」に当たると情報公開を拒否することも考えられ、超巨大オンラインプラットフォームがどこまで「透明性の義務」に応じてくれるかは不明である。プラットフォームサービスは国境を超えて提供されるため、同じ消費者に同じサービスを提供していても、国内から提供する場合と外国から提供する場合では適用される法律が異なるという問題があり、プラットフォーム規制の実効性確保のためには、外国のプラットフォームに対しても規制が同様に適用される必要がある。EU当局が米国発の超巨大プラットフォーム対してDSA規則の実効性をどのように確保するかも今後の課題として残る。

他に、利用者の立場から懸念される部分もある。サービス受信者は、裁判外紛争解決機関を利用できるが (18条)、その前にまず、プラットフォームの内部苦情処理システム (17条) を利用することが求められる。プラットフォームの内部苦情処理プロセスは、見当違いの返事をするAIチャットボットや繋がらないカスタマーコールセンターの間を堂々巡りする長い道のりである場合が多いため、迅速な救済にならないことも懸念される。

また、インターネット上の誰かが、または信頼できるフラガー (19条) がコンテンツに潜在的に違法であるとフラグを立てると、ホスティングプロバイダには当該コンテンツへのアクセスを迅速に削除または無効にする義務が生じる。ノーティス&アクション・メカニズム (14条) の要件を満たすノーティスは、5条にいう「実際の知識又は認識を生じさせた」ものとみなされるため、プロバイダにとっては、当該コンテンツが合法で会えるか判断するよりは、フ

---

40) 会議は、デジタルサービス調整官の高官で構成される (48条1項)。各加盟国は1票を有する (48条2項)。欧州委員会は議決権を持たないが議長を務める (48条3項)。

ラグが立てられたコンテンツを削除または無効にすることのほうが、法的リスクが低い。この仕組みは、司法による判断ではない、権利者やプラットフォーム側の恣意的判断によってコンテンツをコントロールする結果になる。本DSA規則案は、「信頼できるフラガー」制度を通じて、ノーティスの信頼性を高めようとしているようであるが、信頼できるフラガーは、その要件上(19条2項)、著作権者団体などになりやすく、利用者側からすると、著作権者目線の過度なフラグによる表現の自由の制限も懸念される。

DSA規則案は、オンライン広告の透明性に関する多くの進歩したルールを導入したが、オンライン広告に使われる最先端の技術に対して提起される懸念を払拭することはできなかった。人工知能技術により利用者にごとにカスタマイズされ提供されるマイクロターゲット広告に関しては、未だ懸念が残る。

### (3) 日本への示唆

プロバイダ規制に関しては日本でも、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダ責任制限法)」が2001年に成立し、2002年5月から施行され、2021年に改正されているが、プロバイダの義務は限定的であり、オンラインプラットフォームの言及もない。

オンラインプラットフォーム規制に関しては近年になって、内閣府消費者委員会の「オンラインプラットフォームにおける取引の在り方に関する専門調査会<sup>41)</sup>」、総務省の「プラットフォームサービスに関する研究会<sup>42)</sup>」、経済産業省・総務省・公正取引委員会の「デジタルプラットフォーマーを巡る取引環境整備に関する検討会<sup>43)</sup>」、デジタル市場競争本部の「デジタル市場競争会議ワーキ

---

41) 内閣府>消費者委員会「オンラインプラットフォームにおける取引の在り方に関する専門調査会」の会議資料及び報告書はこちら。 [https://www.cao.go.jp/consumer/history/05/kabusoshiki/online\\_pf/index.html](https://www.cao.go.jp/consumer/history/05/kabusoshiki/online_pf/index.html)

42) 関連議論を受けて2020年2月28日に「電気通信事業法」改正案が国会に提出された。総務省「プラットフォームサービスに関する研究会」の会議資料及び報告書はこちら。 [https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/kenkyu/platform\\_service/index.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/platform_service/index.html)

43) プラットフォーマー型ビジネスの台頭に対応したルール整備の基本原則」で、ルー

ンググループ<sup>44)</sup>、消費者庁の「デジタル・プラットフォーム企業が介在する消費者取引における環境整備等に関する検討会<sup>45)</sup>」など、政府における検討が続いた。

これら議論を受けて、2020年5月27日には「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律（取引透明化法）」が成立し、2021年2月1日に施行された<sup>46)</sup>。2021年4月1日には、アマゾンジャパン合同会社、楽天グループ株式会社、ヤフー株式会社、Apple Inc.及びiTunes株式会社、Google LLCが、「特定デジタルプラットフォーム提供者」として指定された<sup>47)</sup>。対象となる特定のデジタルプラットフォーム提供者は、取引条件等の情報の開示、運営における公正性確保、評価・評価結果の公表等、運営状況の経済産業省大臣への報告などが義務付けられる。施策の実施にあたっては、デジタルプラットフォーム提供者の自主的かつ積極的な取組を基本に、国の関与等を必要最小限のものにしている<sup>48)</sup>。

---

ル整備の方向性として、「公正性確保のための透明性の実現」や「データの移転・開放ルールの検討」などが示された。公正取引委員会ウェブサイト「デジタルプラットフォームを巡る」取引環境整備に関する検討会」の資料等はこちら。 <https://www.jftc.go.jp/soshiki/kyotsukoukai/kenkyukai/platform/index.html>

- 44) 首相官邸デジタル市場競争本部の「デジタル市場競争会議ワーキンググループ」の資料はこちら。 [https://www.kantei.go.jp/jp/singi/digitalmarket/kyosokaigi\\_wg/](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/digitalmarket/kyosokaigi_wg/)
- 45) 消費者庁「デジタル・プラットフォーム企業が介在する消費者取引における環境整備等に関する検討会」の資料はこちら。 [https://www.caa.go.jp/about\\_us/about/plans\\_and\\_status/digital\\_platform/](https://www.caa.go.jp/about_us/about/plans_and_status/digital_platform/)
- 46) 経済産業省ウェブサイト>政策案内>デジタルプラットフォーム [https://www.meti.go.jp/policy/mono\\_info\\_service/digitalplatform/index.html](https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/digitalplatform/index.html)
- 47) 政令で規定する「物販総合オンラインモールで国内売上額3000億円以上、アプリストアで国内売上額2000億円以上」の要件にあたる事業者である。経済産業省ニュースリリース>「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律」の規制対象となる事業者を指定しました（2021年4月1日） <https://www.meti.go.jp/press/2021/04/20210401003/20210401003.html>
- 48) 韓国でも、韓国公正取引委員会が「オンラインプラットフォーム仲介取引の公正化に関する法律」制定案を2020年9月28日に立法予告し、同法案は2021年1月28日



取引透明化法は、プラットフォームの透明化・公正化を目標とするEUのデジタルサービス法パッケージと通じる部分があるが、規制対象であるプラットフォームの規模や事業内容がより限定的であり、プラットフォームの自主的な取組みを優先するところが特徴である。デジタルプラットフォーム提供者がこのような自主的な取組みにどこまで参加してくれるかが取引透明化法の実効性につながるどころ、「特定デジタルプラットフォーム提供者」として指定された事業者のうち、特にアマゾンジャパン合同会社、Apple Inc.及びiTunes株式会社、Google LLCら米国プラットフォームの今後の動きが注目される。

なお、DSA規則案では、義務を違反した媒介サービス提供者に、年収または売上高の6%を超えない範囲での罰金(42条3項)、超巨大オンラインプラットフォームに、前会計年度の総売上高の6%を超えない範囲での罰金を科すことができる(59条1項)しているが、取引透明化法では、開示命令(6条)に違反した場合に100万円以下の罰金(23条)に処するとしており、その制裁力には違いが見られる。

EUはすでに2018年施行の一般データ保護規則(GDPR)で、法の域外適用と高額な罰金を武器にオンラインプラットフォームを牽制し始めた。EUデータ保護当局は、最大2,000万ユーロまたは年間世界売上高の4%のいずれか高い方の罰金を科すことができる。このような強力な抑止力を受けて、実際にGoogle・Amazon・Facebook・Appleなどオンラインプラットフォームは、GDPRを順守すべく、さまざまな措置を講じている<sup>49)</sup>。

DSA規則案も、EU市民が受信者である場合には、媒介サービスプロバイダ

---

に国会に提出された(議案番号2107743)。本法案は、市場の構造変化に対応してオンラインプラットフォーム分野の公正な取引及び相生協力の基盤を設けることを立法目標としており、ソフトロー的な標準契約書の導入、事業者間の相生協約の締結、プラットフォーム業に特化された紛争調停協議会の活性化など韓国市場特有の規制手段を模索している。「オンラインプラットフォーム仲介取引の公正化に関する法律」立法現況 <https://opinion.lawmaking.go.kr/mob/govLm/2000000280220>

49) 総務省「情報通信白書(令和2年版)」212-215頁を参照。 <https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/r02.html>



の設立地に関係なくDSA規則が適用されるようにすることで、域外適用の効果を狙っている。また、超巨大オンラインプラットフォームに対して、違法コンテンツへの対応義務だけでなく、公正性・透明性・説明責任・消費者保護の義務も課し、GDPRの4%よりも更に高い6%を罰金として設定することで、その実効性を確保しようとする。

テロ扇動・ヘイトスピーチ・児童ポルノ・知的財産権侵害などの違法コンテンツの拡散、個人情報漏洩やプライバシー侵害、オンラインプラットフォームに出品等するビジネス利用者に対するプラットフォームの差別や支配的地位の濫用など、ゲートキーパーとして機能する超巨大オンラインプラットフォームにより生じる問題は以前から指摘されてきた。

EUはこれら問題に対して、テロコンテンツ拡散対策規則<sup>50)</sup>の制定、視聴覚メディアサービス指令の改正、デジタル単一市場著作権指令の制定、一般データ保護規則(GDPR)の制定、ビジネスユーザーのためのオンライン媒介サービスの公正性及び透明性の促進に関する規則の制定など、様々な角度から対応してきた。

そして「デジタルサービス法パッケージ」の登場である。ゲートキーパーの支配的地位の濫用を規制することで、消費者保護も担保しようとするDMA規則案とともに、今回のDSA規則案が、今後EUにおけるプラットフォーム規制のあり方をどう変えていくかは、日本におけるプラットフォーム規制にも参考になるものであり、その成功の可能性が注目されるところである。

2021年5月12日には、DSA規則案のこれまでの検討状況を報告する経過報告書<sup>51)</sup>が欧州理事会に提出された。本報告書には、加盟国がDSA規則の必要性

---

50) Regulation(EU) 2021/784 of the European Parliament and of the Council of 29 April 2021 on Addressing the Dissemination of Terrorist Content Online. Available at: <http://data.europa.eu/eli/reg/2021/784/oj>

51) Council of the European Union, Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council on a Single Market for Digital Services (Digital Services Act) and amending Directive 2000/31/EC - Progress report (12 May 2021) Available at: <https://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-8570-2021-INIT/>

を支持しているものの、政治的な課題もあることが示されている。適用範囲に関する更なる検討やデジタルサービス調整官など新たなスキームの調整もあるため、本DSA規則案の最終成立までは時間がかかると思われる。今後、欧州議会における第一読会（場合によっては第二読会も）を経て、来年以降に最終採択されると予想されている。